

65歳以上の方の介護保険料を改定しました

介護保険料の所得段階および保険料率は介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直されます。このたび、第9期(令和6年度～8年度)の新しい保険料が決まりましたので、お知らせします。(別表参照)

65歳以上の方の介護保険料は、中央区の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の約23%を賄うように算定された保険料基準額を基に所得段階別の保険料を決定します。

第9期の保険料基準額(月額)は6,300円となり、第8期の5,920円から380円上昇しました。要介護認定者の増加に伴う介護サービス費用の増加が見込まれることが要因ですが、第9期計画では介護保険給付準備基金の一部を活用することで、保険料の上昇を抑制しています。また、所得の低い方の負担軽減を図るため、第9段階以降の保険料率を引き上げ、保険料段階数を17段階に増やしました。

介護保険料は、毎年6月に決まる区民税の課税状況や前年の所得情報を基に、別表の保険料段階区分に当てはめて年度ごとに決定し、6月中旬に通知書を送付します。

保険料は介護保険制度を運営するための大切な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

介護保険課管理係

☎(3546)5642

別表

第9期(令和6～8年度)				第8期(令和3～5年度)			
保険料段階	対象者		保険料率	年間保険料 (月額)	保険料段階	保険料率	年間保険料 (月額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金を受給していて世帯全員が区民税非課税の方 ・世帯全員が区民税非課税かつ本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方		0.25	18,840円 (1,570円)	第1段階	0.25	17,760円 (1,480円)
第2段階	世帯全員が 区民税非課税	本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下の方	0.45	33,960円 (2,830円)	第2段階	0.45	31,920円 (2,660円)
第3段階		本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える方	0.65	49,080円 (4,090円)	第3段階	0.70	49,800円 (4,150円)
第4段階	本人が区民税非課税で世帯員に区民税課税の方がいる場合	本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	0.90	68,040円 (5,670円)	第4段階	0.90	63,960円 (5,330円)
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円を超える方	1.00	75,600円 (6,300円)	第5段階 (基準額)	1.00	71,040円 (5,920円)
第6段階	本人が 区民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.15	87,000円 (7,250円)	第6段階	1.15	81,720円 (6,810円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.22	92,280円 (7,690円)	第7段階	1.22	86,640円 (7,220円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.45	109,680円 (9,140円)	第8段階	1.45	102,960円 (8,580円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.60	120,960円 (10,080円)	第9段階	1.50	106,560円 (8,880円)
第10段階		合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	1.80	136,080円 (11,340円)	第10段階	1.70	120,720円 (10,060円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	2.10	158,760円 (13,230円)	第11段階 (※)	2.00	142,080円 (11,840円)
第12段階		合計所得金額が620万円以上750万円未満の方	2.30	173,880円 (14,490円)			
第13段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.60	196,560円 (16,380円)	第12段階	2.30	163,440円 (13,620円)
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.90	219,240円 (18,270円)	第13段階	2.60	184,680円 (15,390円)
第15段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.20	241,920円 (20,160円)	第14段階	2.90	206,040円 (17,170円)
第16段階	合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方	3.60	272,160円 (22,680円)	第15段階	3.30	234,480円 (19,540円)	
第17段階	合計所得金額が2,500万円以上の方	4.00	302,400円 (25,200円)	第16段階	3.70	262,800円 (21,900円)	

(※)第8期の第11段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の方

令和6年度特別区民税・都民税の定額減税を実施します

賃金上昇が物価高に追いついていないことによる家計の負担を緩和するため、特別区民税・都民税の定額減税を行います。

対象者

所得割が課税される納税義務者
ただし、次の方は除きます。

- 前年の合計所得金額が1,805万円を超える方
- 前年の総所得金額等が所得割の非課税基準額以下の方
- 税額控除、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除により定額減税前に所得割額がなくなった方

◎均等割のみが課税される方は対象となりません。

減税額

次の①と②の金額の合計額

- ①本人 1万円
- ②控除対象配偶者または扶養親族(国外に居住する方を除く) 1人につき1万円

実施方法

(1)給与からの特別徴収の方

定額減税後の税額を11で割った額を、7月から令和7年5月まで毎月徴収します。令和6年6月の徴収はありません(図1のとおり)。

(2)普通徴収の方

定額減税前の税額を基に算出した第1期分(6月分)の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分(8月分)以降の税額から順次控除します(図2のとおり)。

(3)年金からの特別徴収の方

定額減税前の税額を基に算出した10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除します(図3のとおり)。

ただし、令和6年度に初めて年金からの特別徴収が開始される方や、令和5年度中に税額変更などにより、年金からの特別徴収が停止した方には、第1期分および第2期分の納付書が届きますので、普通徴収の場合と同様に、第1期、第2期の順で控除します。それでも控除しきれない額がある場合は、10月以降の年金特別徴収税額から順次控除します。

減税された額の確認方法

特別徴収税額通知書または納税通知書で「定額減税額」を確認できます。

控除しきれない方への調整給付について

特別区民税・都民税の所得割から減税しきれなかった方は、調整給付を支給します。詳しくは、7月1日号の区のおしらせをご覧ください。

なお、所得税の定額減税については国税庁HPをご覧ください。

税務課課税係

☎(3546)5270



図1 給与からの特別徴収の方

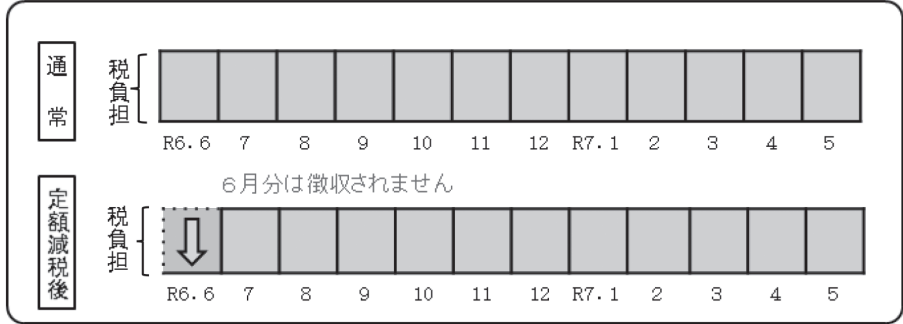


図2 普通徴収の方

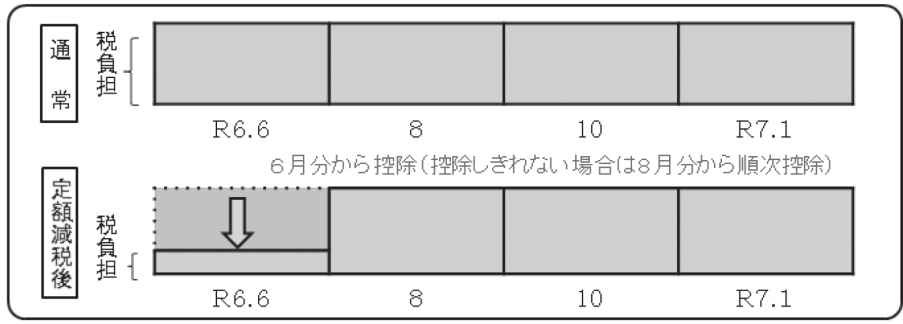
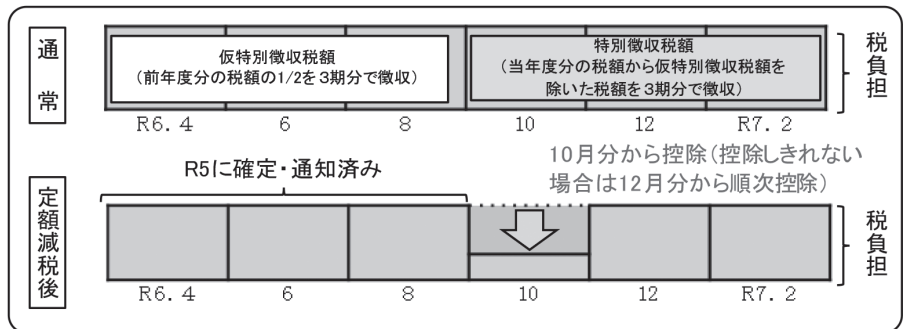


図3 年金からの特別徴収の方



凡例
※費用の記載がないものは無料
問 問い合わせ(申込)先
HP ホームページ
E メールアドレス